

燕市と三井住友海上火災保険株式会社との 地方創生に関する包括連携協定書

燕市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり地方創生に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取組を推進することにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「本連携事項」という。）について連携して取り組むものとする。

- 地域産業の振興に関すること
- 地域のカーボンニュートラル推進に関すること
- 防災に関すること
- 地域の安全・安心の推進に関すること
- 子育て支援に関すること
- その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、本連携事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件について別途取り決めるものとする。

3 乙は、本連携事項に係る取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲と乙は、本協定に関して相手方から知り得た秘密事項について、本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に定めがある場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が書面により相手方に終了の申し出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和5年5月30日

甲 新潟県燕市吉田西太田1934番地
燕市

燕市長

鈴木カ

乙 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社

新潟支店長

小林克也